

松山地方裁判所委員会（第29回）議事概要

1 日時

平成29年4月19日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）伊名波宏仁、宇都宮嘉忠、越智やよい、兼平裕子、久保井恵子、長井基裕、蜂須賀三紀雄（五十音順）

（事務担当者）高見民事首席書記官、今井刑事首席書記官、高橋事務局長、藤野総務課長、小井出総務課課長補佐

4 議事（■委員長、□委員、○事務担当者）

（1）委員長の互選

委員の互選により伊名波委員を委員長に選任した。

（2）松山地方裁判所長あいさつ

（3）新任委員の自己紹介（蜂須賀委員）

（4）障害者差別解消に向けての取組状況の説明

藤野総務課長から松山地方裁判所の取組状況について説明した。

（5）裁判所内の障害者設備の見学

車椅子を用いて1階玄関スロープを利用後、エレベータで4階へ上がり、同階にある段差解消機を利用して法廷に入る等の実演を交えた見学を実施した。

また、庁舎1階の身障者用トイレの見学も実施した。

（6）意見交換

■ 当庁の取組や庁舎内の設備の見学を踏まえて、改善点などの意見をお願いしたい。

□ 裁判所の法廷の傍聴席の椅子は、車椅子に乗ったまま傍聴できるよう左端の前2列の椅子が取り外しできる仕様となっているようであるが、車椅子の

方が突然来庁しても対応できるように同2列の椅子を移動式のものに改良するものが良いのではないか。

- 障害者が来庁する際には大抵は事前に連絡があり、また、法廷内の椅子は簡単に外れる構造にはなっている。突然、来庁されたとしても、1階のロビーにおいて、警備員等が速やかに連絡をすれば、裁判所職員が法廷まで御案内する時間の中で法廷内の椅子を取り外す時間は設けられるのではないかと思われる。
- 障害を持つ人がちょっと傍聴してみようと思い来庁した際に、裁判所職員が多数集まって準備し、その間、待ってくださいということでは障害者用設備としては十分でないと考える。
- 裁判員裁判で、事前に裁判員や被害者等の中に障害者がいることが分かっていれば、速やかな対応ができるように配慮するところ、突然の来庁の場合は難しいところはある。
- 私自身、高等学校に勤務していた時、障害を持つ生徒がいた。庁舎が4階建てだったが、エレベータがないため、教室に行くために階段に昇降機を付けて利用していた。

また、市立中学校では校舎に外付けでエレベータを付けた事例があると聞いている。

先ほど、設備を見せてもらって気になったのは、身障者用トイレが1階にしかないことである。トイレは私の勤務先においても順次改善しているところである。子供連れであったり、性的マイノリティーの方などいろいろな状況を持った人がいるため、多機能的なトイレが各階にあるのが良いのではないかと感じた。

- 各階の階段に、荷物を運ぶ昇降機のようなものを備えると良いのではないかと考える。
- 聴覚障害者に対する設備等について紹介いただきたい。

- あるろう学校での講演会に参加した際、生徒と教師が互いの発言を読みとれるようにするため、障害者専門の職員が、発言する障害者の口から内容を読み取り、それをまとめて文字にしてモニターに映し出すことにより伝えてもらったことがある。意思疎通においては、手話通訳士等が入れば大丈夫なのではないかと思う。
- 裁判所庁舎は、昭和47年築の古い庁舎であるので、障害者に配慮する視点での改築は難しいのか。職員に障害者がいる場合と違って、傍聴のためや裁判員として来庁する障害者の関係で改築するまでの予算確保が難しいこと等はあると思う。私の勤務先では、車椅子を利用する職員等がいるため、同人に合った設備改築をしている。法律でも障害者の雇用割合を確保するといったものがあり、障害を持つ職員が働くことに支障がないよう障害者が利用できる施設に改築していく必要があると考える。
- 車椅子の中には大きめの電動式車椅子があるが、庁舎内の設備は手押しの車椅子を想定したものとなっており、間口が狭い感じがする。段差解消機やエレベータの幅が狭いのではないかと思う。
- 障害者が来庁した際、裁判所職員に介助をお願いしようとしても、誰が裁判所職員なのかが分からない。職員であることが分かる、何か証明できるようなものはないのか。
- 職員は名札を付けていないが、当庁では、職員の方から障害者へ積極的に声をかけることを指導し徹底している。見落としのないよう配慮していくたいと考えている。
- 聴覚障害者に対する要約筆記の正確性に問題はないのか。モニターの画面を保存するなどの正確性を担保する措置がとられていないことには疑問がある。
- 要約筆記は、漢字の間違いでも大きな意味の違いとなる。そういったことが、不安感を抱く要素になる。

- 当庁では、年に1回、聴覚障害者が裁判員に選任されることに備え、要約筆記団体関係者を対象とした研修を実施している。当該研修は、模擬裁判を取り入れた実践的な内容となっている。
- 小さめの車椅子を用いた障害者が傍聴に来た際、介助を辞退されたため、一人で行動いただいたことがあったように記憶している。仮に、大きめの電動式車椅子だと、当庁の法廷入口は2枚ある扉の片方しか開かない構造になっているため、職員がサポートして両方の扉を開けることも必要となるなど、その時々の状況によって対応の方法は変わってくるものだとも思われる。
- 障害者を職員に採用することについて、裁判所はどう考えているのか。
- 職員採用試験を毎年実施しているところ、障害者がいるという情報を事前に入手できれば、可能な限り配慮を行っている。例えば、視覚障害のある方に対して点字の試験問題を用意したり、試験時間を延ばす等の配慮を行うこともある。
- 玄関付近に障害者用の駐車スペースがあったが、障害者が自家用車で来庁したことが即時に分かるよう監視カメラ等はついているのか。私の勤務先において、監視カメラをつけてみたところ、効果が見られた。監視カメラをつけるとなれば、守衛や事件担当職員がその監視カメラを見て障害者が来庁したことが分かった際にどう対応するのか、チームプレイのようなものが必要となってくると考える。
- 現在のところは監視カメラ等は設置していないが、障害者用の駐車スペースは守衛から目視できる場所に設置しており、支障なく支援できるようになっている。
- 裁判員選任の際に、障害を持っていることを理由に固辞される人はいるのか。
- 選任手続前の書面での案内の段階で固辞する人がいる。他庁では多少の障害は持っているが、頑張ってやってみるとして辞退せず、裁判員に選ばれた

人もいるようだ。当庁でも裁判員候補者に対し呼出状を送付する際に「配慮してもらいたいこと」等を記載する欄があり、そこに障害関係の事項を記載いただいたことはある。

(7) 次回期日について

平成29年10月20日（金）午後3時

(8) 次回テーマについて

「女性の登用について」（仮題）